

2015年(平成27年)6月11日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

住民基本台帳に関することに係る個人情報を目的外に提供することについて(答申)

2015年(平成27年)6月2日付けで諮問(第747号)された住民基本台帳に関することに係る個人情報を目的外に提供することについて次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

神奈川県藤沢警察署司法警察員より、刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査のため、市民窓口センターで保有する住民異動届の照会がなされた。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、神奈川県藤沢警察署司法警察員に住民異動届の情報を目的外に提供することについて、藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

### (2) 住民異動届の情報を目的外に提供することについて

#### ア 目的外に提供する個人情報

住所・前住所・氏名・生年月日

住民異動届について、次の事項

住民異動届書の複写(転入届・転出届)

届出日・異動日・届出人住所・氏名・電話番号・新住所・フリガナ・世帯主・フリガナ・旧住所・フリガナ・世帯主・フリガナ・本籍・フリガナ・筆頭者・フリガナ・異動した人氏名・フリガナ・生年月日・性別・続柄

#### イ 目的外に提供する相手方

神奈川県藤沢警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。

また、捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について神奈川県藤沢警察署に問い合わせたところ、「捜査内容の詳細については回答できないが、虚偽の住民異動届（転入届）を提出し、住所を変更した上で、国民健康保険証を取得しようとする詐欺未遂事件が判明している。被疑者においては、前住所地で税金を滞納していたため国民健康保険証を取得することができず、本市に転入し保険証の発行を受けたが、宛所に住所を置いていないため、郵便物が届かない状況が発覚した。異動日や届出人を確認することで、共犯者や他の犯罪の可能性を捜査したい」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は、住民異動に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(ウ) 目的外に提供することに伴う本人通知について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

本件にかかる目的外提供は、捜査のために行うものであり、住民異動届の申請者に本人通知をすることについて、当該捜査の遂行に支障がないことを捜査機関に確認したため、本人通知を行う。

(エ) 提出書類

ア 捜査関係事項照会書

イ 住民異動届出書

ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「捜査内容の詳細については回答できないが、虚偽の住民異動届（転入届）を提出し、住所を変更した上で、国民健康保険証を取得しようとする詐欺未遂事件が判明している。被疑者においては、前住所地で税金を滞納していたため国民健康保険証を取得することができず、本市に転入し保険証の発行を受けたが、宛所に住所を置いていないため、郵便物が届かない状況が発覚した。異動日や届出人を確認することで、共犯者や他の犯罪の可能性を捜査したい」とのことである。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報、住民異動に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

以 上